

## 議案第4号

愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年愛西市条例第172号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が改正されること及び条例を規定する根拠となる地方公務員法の条項等が変更されることに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を  
改正する条例

(愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年愛西市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号中「及び勤務条件の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(1) 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）第1条

(2) 愛西市職員の育児休業等に関する条例（平成17年愛西市条例第37号）第1条

(3) 愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）第1条

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第5号及び第8号の規定は、適用しない。